

京都市景観白書データ集

～令和4年度～



《 目 次 》

はじめに.....	1
京都市の景観政策（R2 P10）	1
景観政策の検証（R2 P1）	2
第 1 章 検証① 景観政策の実施状況	3
1. 「建築物の高さの規制」（R2 P28）	3
2. 「自然・歴史的景観の保全」（R2 P35）	4
3. 「市街地景観の整備」（R2 P42）	6
4. 「眺望景観や借景の保全・創出」（R2 P46）	8
5. 「屋外広告物の規制」（R2 P70）	8
6. 「歴史的な町並みの保全・再生」（R2 P75）	12
7. 公共施設に関する様々な取組（R2 P84）	16
8. 景観政策の推進に向けた様々な取組（R2 P88）	18
第 2 章 検証③ 景観政策による市民意識への影響.....	22
1. 景観に対する市民の意識（R2 P113）	22
2. 良好な景観づくりに向けた市民の取組（R2 P115）	25
3. 市民団体など多様な主体の取組（R2 P118）	26

「京都市景観白書データ集 ～令和 4 年度～」について

京都市では、平成 19 年 9 月から新景観政策を実施するとともに、継続的に政策を進化させていくために、平成 23 年 3 月に「平成 22 年度京都市景観白書」を発行し、以後、5 年毎に発行しています。また、白書に掲載されているデータ・写真・取組などを更新した「京都市景観白書データ集」を毎年度発行しています。

本データ集は、「令和 2 年度京都市景観白書」に掲載されているデータや写真、取組などを令和 4 年 12 月時点に更新したものです。

本データ集で使用している図表番号は、「令和 2 年度京都市景観白書」の図表番号に対応しており、各節に付けている（R 2 P 1）等の表記は、「令和 2 年度京都市景観白書」で対応するページを示しています。

過去の「京都市景観白書」及び「データ集」は、京都市のホームページ「京都市情報館」で御覧いただけます。

（ホームページ）[京都市情報館](#)→[まちづくり](#)→[景観](#)→

[市民・事業者との協働による景観まちづくりの取組](#)

はじめに

京都市の景観政策 (R2 P10)

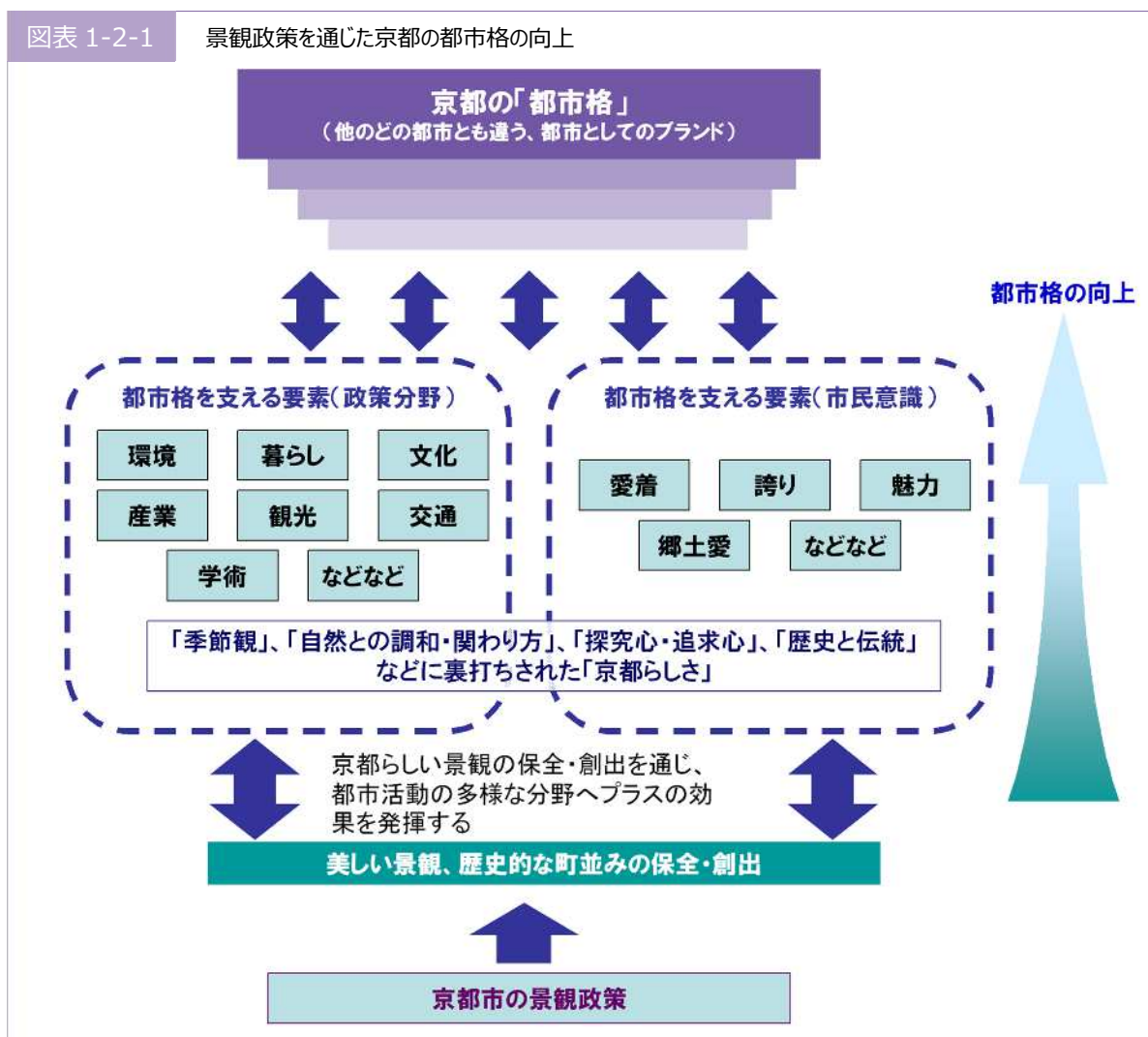
京都市では、50年後、100年後も京都が京都であり続けるため、平成19年から「新景観政策」を展開しています。

新景観政策 5つの柱と支援策

- ① 建築物の高さ規制の見直し
- ② 建築物のデザイン基準等の見直し
- ③ 眺望景観や借景の保全・創出の取組
- ④ 屋外広告物対策の強化
- ⑤ 京町家等の歴史的建造物の保全・再生の取組

優れた京都の景観を「守り」「育て」「創り」そしてこれを「活かして」いくことを通じて、環境、暮らし、文化、産業、観光、交通など様々な分野における政策との連携を図り、また市民の皆様の京都に対する愛着や誇りを高めることによって、都市格とまちの魅力を高め、京都で住み続けたいと実感できるまちづくりを進めています。

図表 1-2-1 景観政策を通じた京都の都市格の向上



景観政策の検証 (R2 P1)

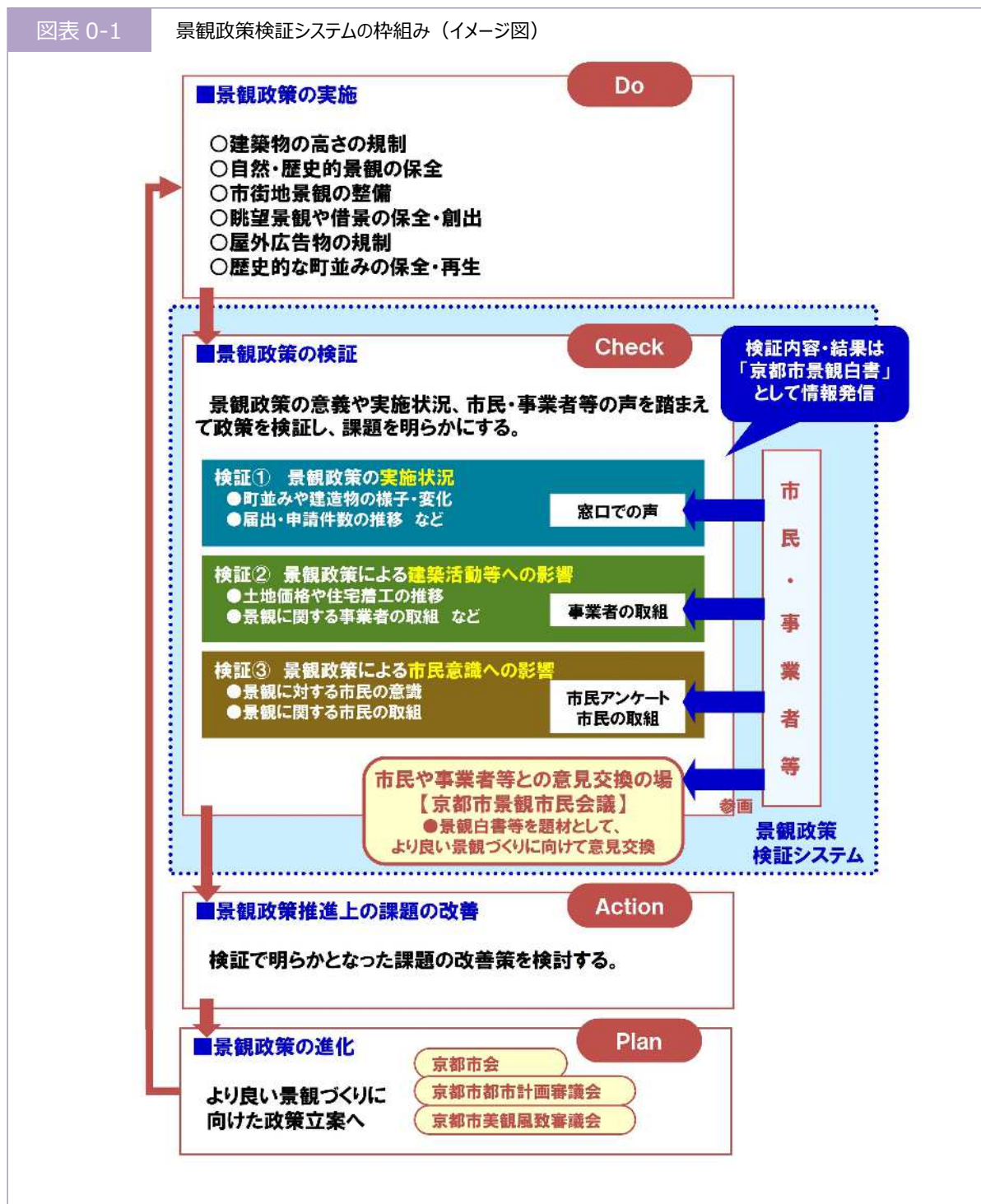
景観は長い年月をかけて形成されるものであり、景観政策の有効性や社会への影響などを常に検証しながら、政策を更に進化させていくことが重要です。

京都市では、「計画—実施—検証—改善のPDCAサイクル」を景観政策の進化にも取り入れていく仕組みとして、平成22年度末に景観政策検証システムを構築しています。

このシステムは、①景観政策を検証し、その結果を市民等に周知する仕組み（京都市景観白書）、②市民や事業者の皆様と意見交換を行う仕組み（京都市景観市民会議）により構成し、それらを踏まえて政策の進化につなげていくこととしています。

図表 0-1

景観政策検証システムの枠組み（イメージ図）



第1章 検証① 景観政策の実施状況

1. 「建築物の高さの規制」 (R2 P28)

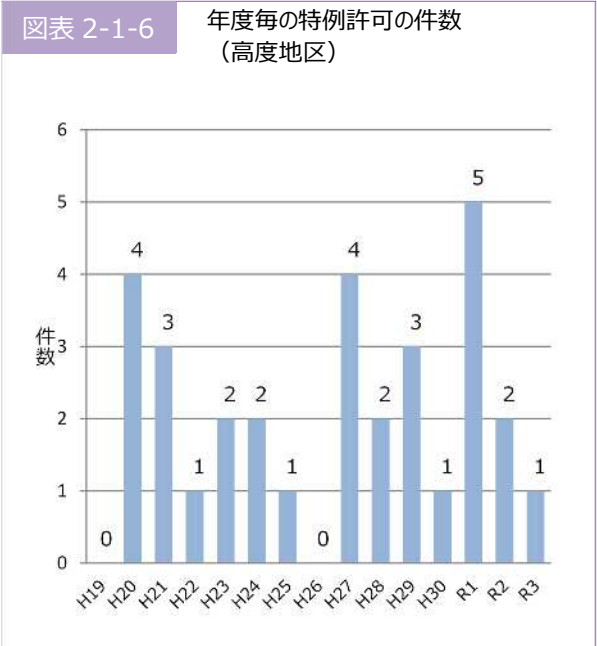
(1) 高度地区の特例許可の状況

京都市では、地域や都市の景観の向上に資する建築物、都市機能の整備を図るうえで必要な建築物等を対象として、良好な景観の形成や市街地環境を十分考慮したうえで、一定の範囲で高さの制限を超えることを認める特例許可制度を設けています。

令和3年度には、以下に示す計画について許可を行いました。

許可年度	建築行為の種別	事例
R3年度	新たに高さ規制を超える新築 (※)	● 足立病院施設整備事業 ・ 高度地区：1 5 m第四種高度地区 ・ 新たに建築する部分の高さ：22.90m

(※) 公共公益施設で、景観に配慮しつつ、機能の確保のために必要な建築物を建築するケースです。

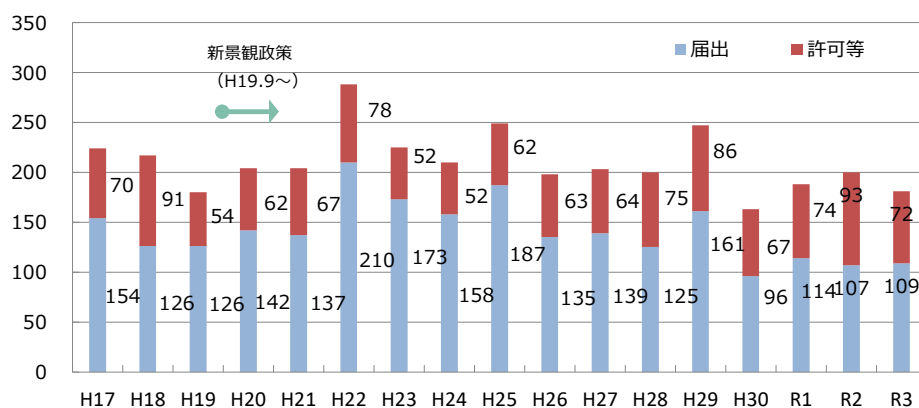


2. 「自然・歴史的景観の保全」 (R2 P35)

(1) 許認可の件数の推移

ア 歴史的風土保存区域・歴史的風土特別保存地区

図表 2-2-2 歴史的風土保存区域許可等件数の推移



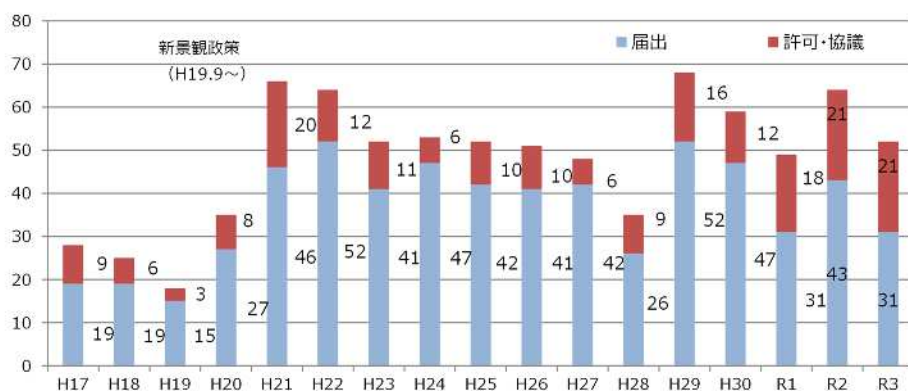
イ 風致地区

図表 2-2-4 風致地区許可件数の推移



ウ 自然風景保全地区

図表 2-2-7 自然風景保全地区許可等件数の推移



(2) 新たに完成した建築物とその町並み

図表 2-2-8 新たに完成した建築物とその町並み

風致地区第3種地域の事例（北区）

(建築物単体)



(町並み)



(3) 土地の買入れの実績

歴史的風土を維持保存するため、歴史的風土特別保存地区内において令和3年度までに京都市が買入れた土地の面積は、地区面積（2,861ha）の約10%となっています。

図表 2-2-9 歴史的風土特別保存地区内での買入れの実績推移（累積値）

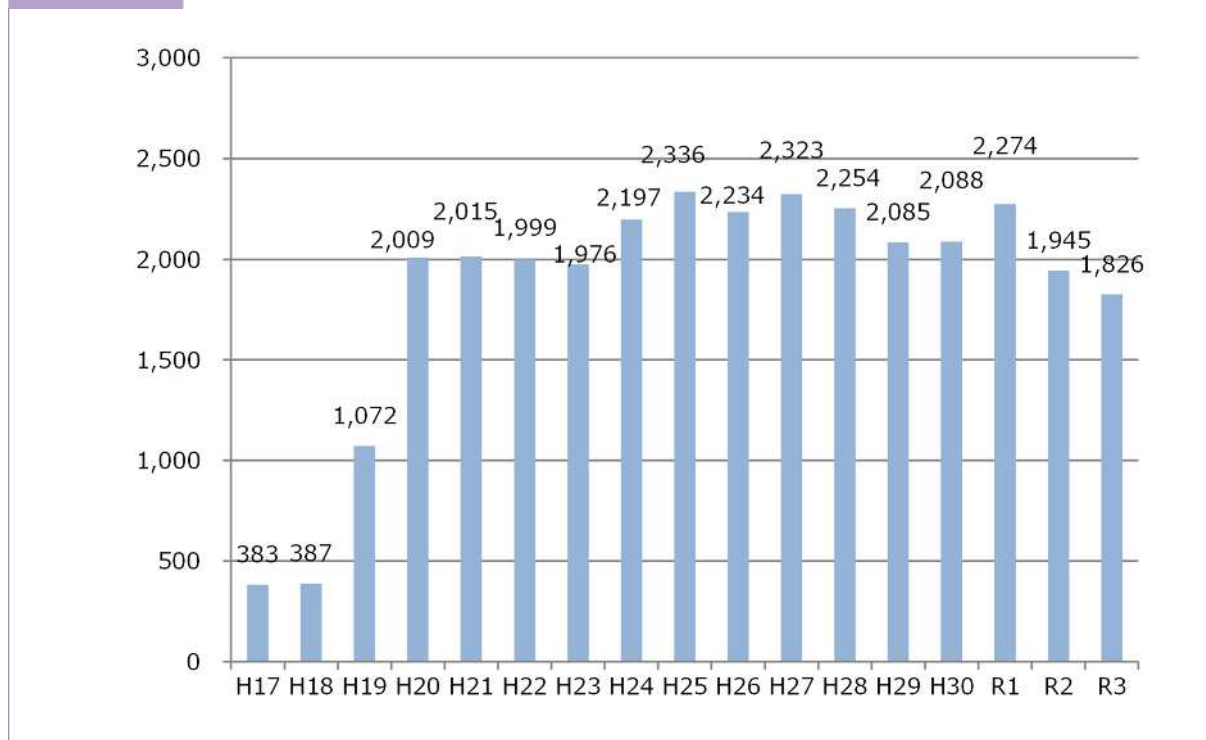


3. 「市街地景観の整備」 (R2 P42)

(1) 認定・届出の件数の推移

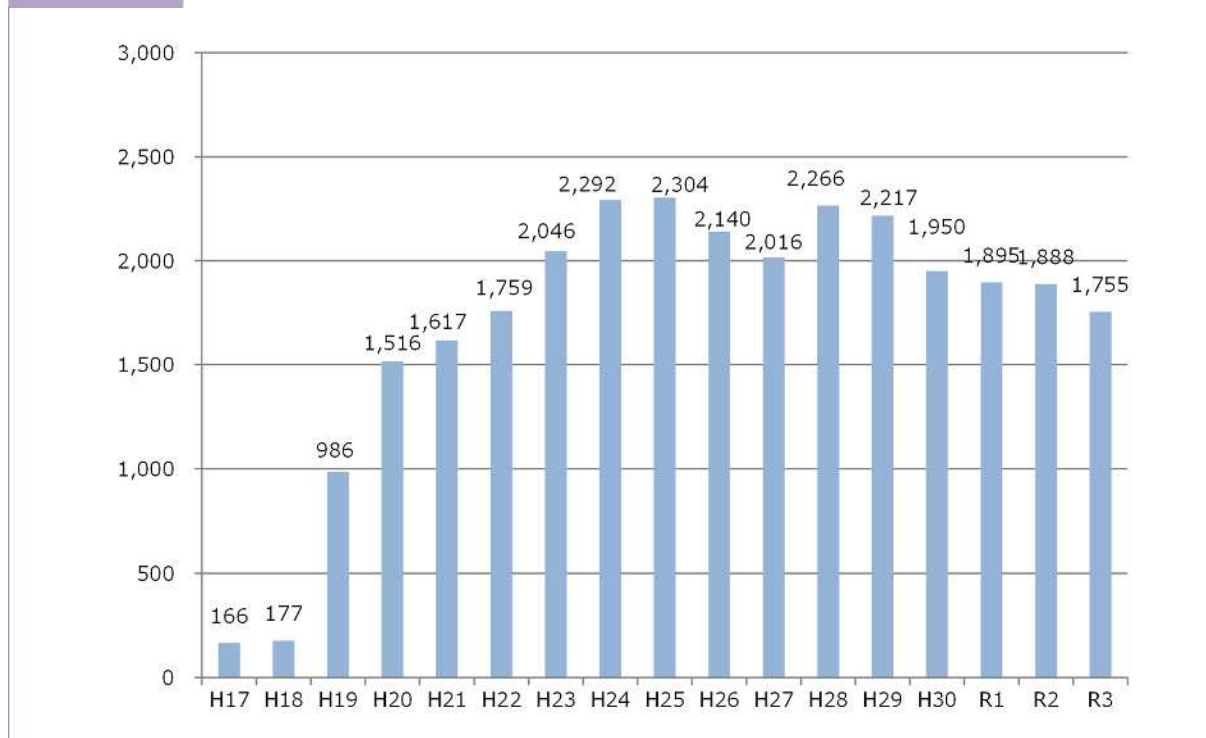
ア 景観地区

図表 2-3-2 景観地区の認定件数の推移



イ 建造物修景地区

図表 2-3-3 建造物修景地区の届出件数の推移



(2) デザインの特例認定の状況

優れた形態意匠を有し、地域の景観の向上に資するものや、公益上必要な施設で、地域の景観に配慮し、その機能の確保を図るうえで必要があるものなど、一定の条件を満たすものについては、景観地区のデザイン基準を適用しないことができる特例認定制度を設けています。

令和3年度には、2件の特例認定を行いました。

図表 2-3-5 景観地区におけるデザインの特例認定の事例（旧富岡鉄斎邸拠点整備計画）

外観デザインのポイント

- 平入りの屋並みと風景をつくる多様な塀により、室町通の歴史的まち並みを保全し継承した。
- 緑あふれるランドスケープと勾配屋根により、良好な見下ろし景観を創出した。
- 旧富岡鉄斎邸の「画室」「和室」「茶室」を保存・再生し、古いものと新しいものを融合させ調和した意匠とした。

適用を除外したデザイン基準（歴史遺産型美観地区（一般地区））

- 特定勾配屋根
- 屋根材

(3) 新たに完成した建築物とその町並み

図表 2-3-7 新たに完成した建築物とその町並み

■ 歴史遺産型美観地区（三条通界わい景観整備地区）（中京区）

（建築物単体）



設計：プライデザイン一級建築士事務所 撮影：松村 芳治

（町並み）



設計：プライデザイン一級建築士事務所 撮影：松村 芳治

■ 岸辺型美観地区（歴史的町並み地区）（下京区）

（建築物単体）



（町並み）

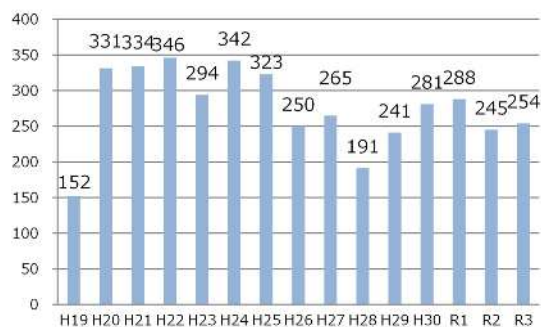


4. 「眺望景観や借景の保全・創出」 (R2 P46)

(1) 認定・届出の件数の推移

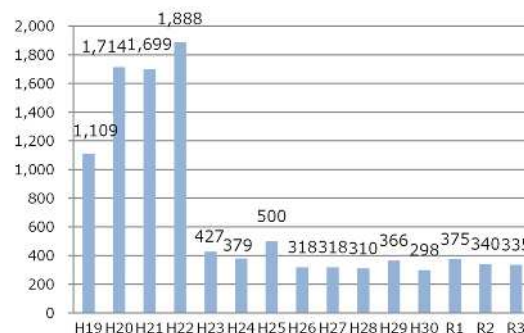
ア 眺望空間保全区域 (認定)

図表 2-4-4 眺望空間保全区域の認定件数の推移



イ 近景・遠景デザイン保全区域 (届出)

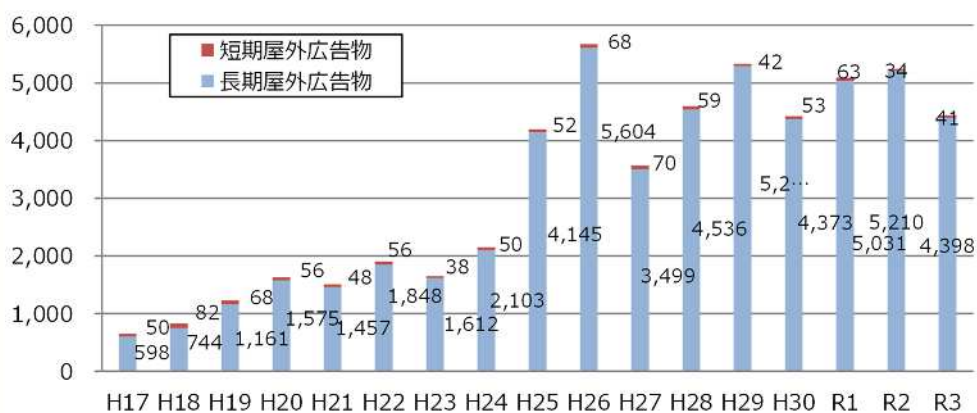
図表 2-4-5 近景・遠景デザイン保全区域の届出件数の推移



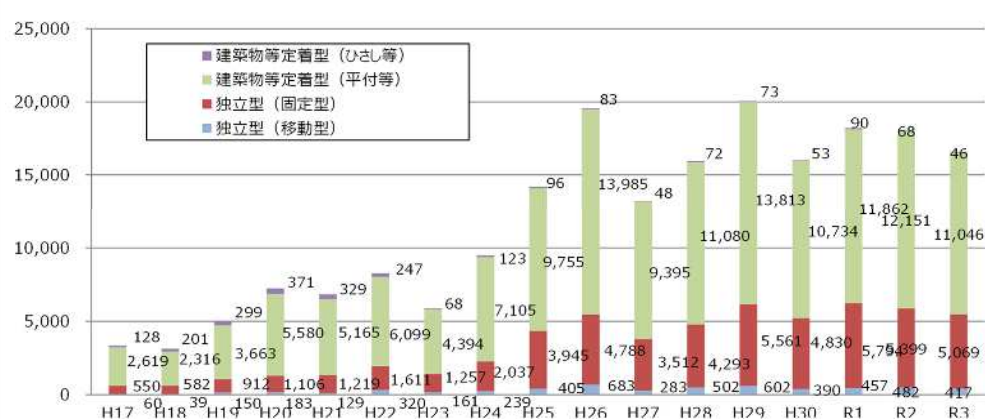
5. 「屋外広告物の規制」 (R2 P70)

(1) 屋外広告物の許可件数等(※)の推移

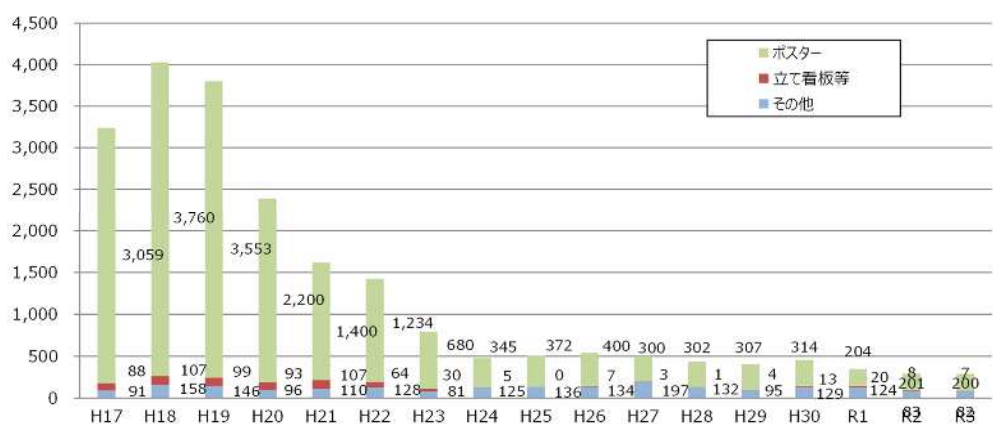
図表 2-5-1 屋外広告物の許可件数の推移



図表 2-5-2 長期屋外広告物の許可個数の推移

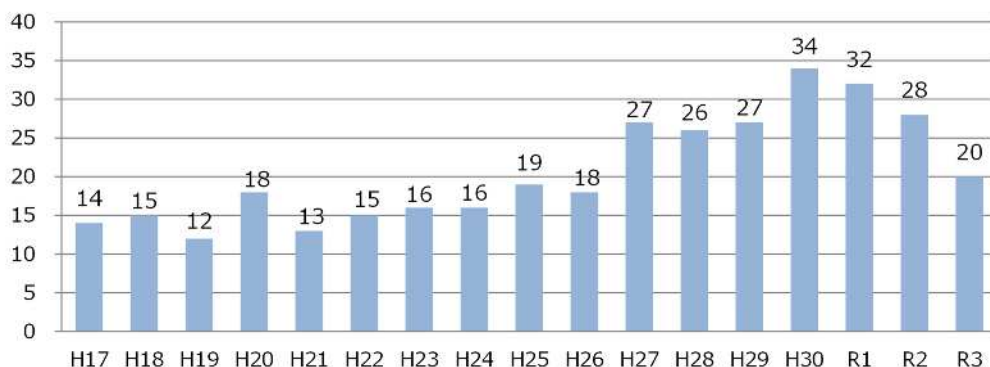


図表 2-5-3 短期屋外広告物の許可個数の推移

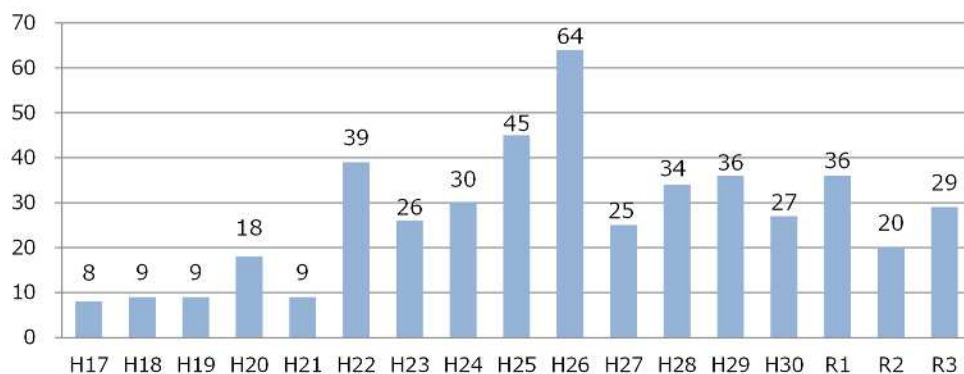


(その他：アドバルーン、懸垂幕、横断幕、のぼり、小旗)

図表 2-5-4 車体広告物の許可件数の推移



図表 2-5-5 特定屋内広告物の届出件数の推移



※ 許可件数：許可した屋外広告物許可申請の件数

許可個数：許可した屋外広告物の個数

短期屋外広告物：許可期間が3箇月以内の屋外広告物

長期屋外広告物：許可期間が3年以内の屋外広告物

車体広告物：自動車、電車などの車体を利用する広告物

特定屋内広告物：建築物の窓ガラスなどの内側から屋外に向けて表示する広告物

(2) 屋外広告物対策の抜本的な取組の強化

図表 2-5-7 屋外広告物適正化事例

(適正化前)

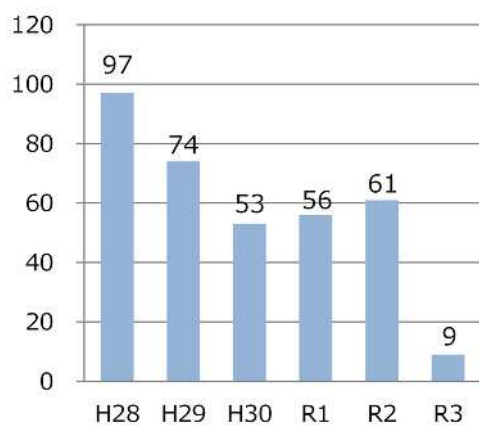


(適正化後) 令和元年撮影



(3) 屋外広告物の助成制度

図表 2-5-10 広告景観づくり補助金の交付件数の推移



図表 2-5-8 優良屋外広告物補助金交付事例

令和3年度実績

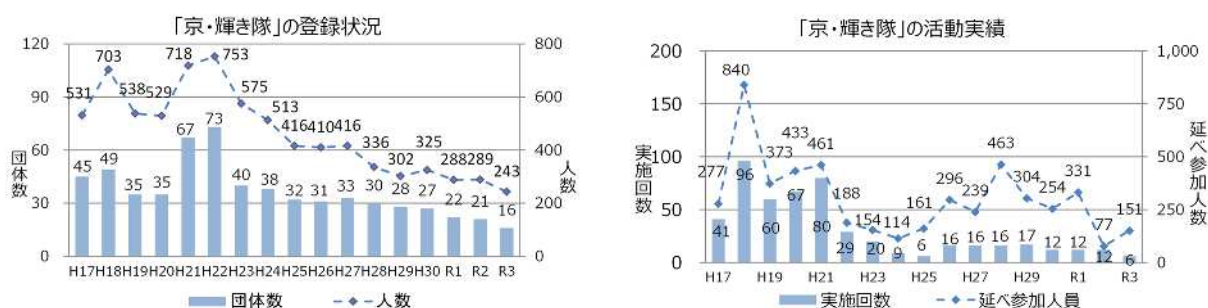


（４）市民との協働による取組事例

美しい景観を形成し、守っていくためには、市民の皆様と協力し、共に取り組んでいくことが必要不可欠です。そこで京都市では、京都の美しい景観を自らの手で守っていこうとする市民の皆様を「京（みやこ）・輝き隊」として認定しています。

「京・輝き隊」とは、路上の電柱等に取り付けられたはり紙や立て看板等の違反広告物を自らの手で除却していただくために、市長が持つ違反広告物の除却に関する法的権限を委任した市民共汗サポーターの名称です。この制度により、市民の皆様には違反広告物をなくす活動に御協力いただいています。

図表 2-5-9 「京・輝き隊」の登録状況及び活動実績の推移



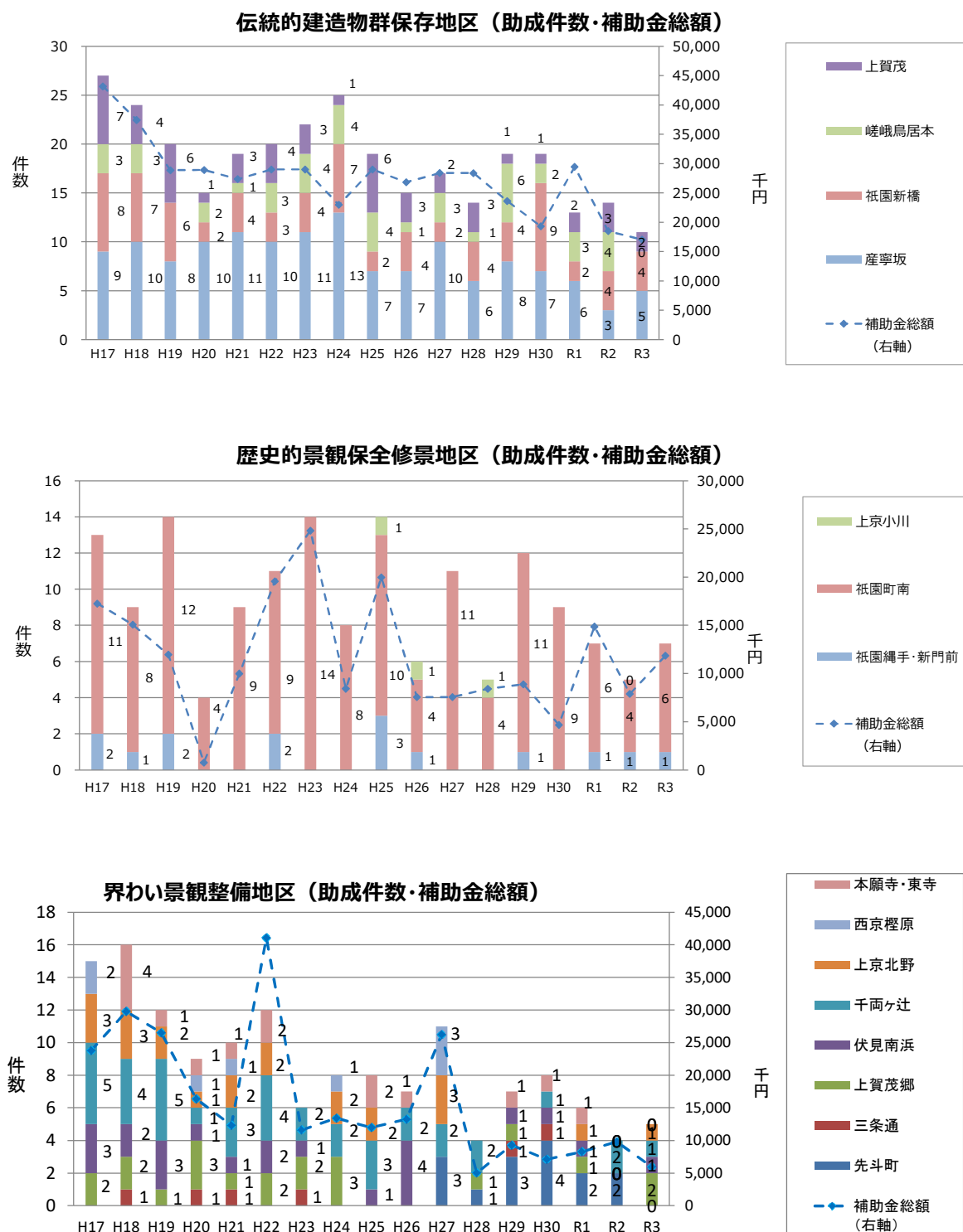
※ 登録状況について、平成 26 年度以降は年度当初時点の数値を示す。

6. 「歴史的な町並みの保全・再生」 (R2 P75)

(1) 地区指定による歴史的な町並みの保全再生の取組状況

ア 助成制度の活用状況

図表 2-6-3 各指定地区内における修理・修景に対する助成件数・補助金総額の推移



イ 助成制度の活用による修理・修景の事例

図表 2-6-4

助成制度の活用による修理・修景の事例

上賀茂郷界わい景観整備地区の事例 溝川邸



(修理前)



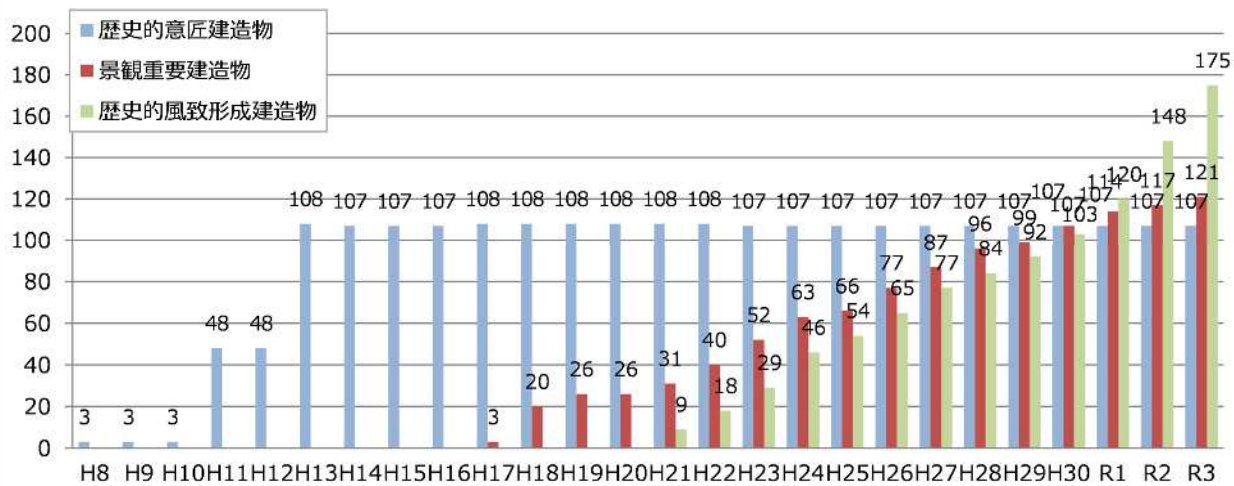
(修理後)

(2) 建造物単体指定による歴史的町並み景観の保全・再生の取組状況

ア 建造物単体の指定状況

令和3年度は、新たに景観重要建造物を4件、歴史的風致形成建造物を27件指定しました。

図表 2-6-5 建造物単体の指定件数の推移(累積)



※ 複数の指定制度により重複して指定を受けているものは各々の件数として計上しています。

イ 指定建造物の事例

図表 2-6-7 新規指定建造物の事例（景観重要建造物）

平等寺（因幡堂）
（びょうどうじ（いなばどう））

【景観重要建造物（令和3年度指定）】

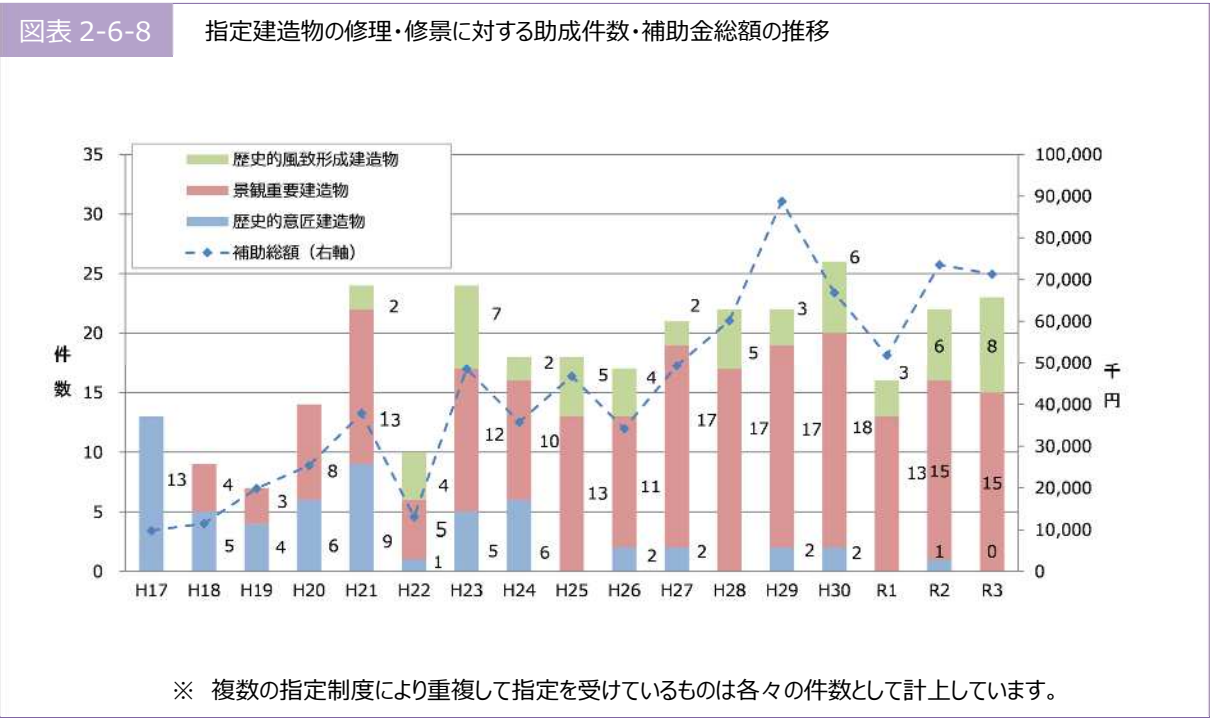


八田邸
（はったてい）

【景観重要建造物（令和3年度指定）】



ウ 助成制度の活用状況



エ 助成制度の活用による修理・修景の事例



7. 公共施設に関する様々な取組 (R2 P84)

(1) 近年の公共建築物の建築デザイン

令和3年度に新たに完成した公共建築物の事例です。

図表 2-7-1 デザイン基準を活かした公共建築物の事例（令和3年度竣工）

京都市楽只保育所



外観デザインのポイント

- ・ 背景となる船岡山に調和するよう、深い庇の木造勾配屋根とし、構造や内外装にも市内産木材を多用した。また、保育所に必要な振動や防音対策を施すことから、床はRCとした。
- ・ 素材をなるべく素のまま見せることを基本的なコンセプトとして掲げ、外壁は大きく3つの仕上げ（①市内産木板②コンクリート打放③塗り壁）で構成した。

京都市崇仁市営住宅M3・M4棟



外観デザインのポイント

- ・ 京都駅近傍の市街地という立地から、八条通の整備と合わせて新たな顔となるデザインとするため、M4棟（南棟）を雁行型の建物形状とした。
- ・ M3棟（北棟）は、新幹線からの眺めにも配慮し、近接する既存棟とデザインの調和を図った。
- ・ 2棟の敷地の中央部分に広場及び集会所を設けることでコミュニティスペースとしての機能を持たせ、八条通側には店舗を配置し、にぎわいの創出を図った。

(2) 無電柱化の推進

本市では、風情豊かで歴史的な町並み景観の保全・再生、都市防災機能の向上、安全で快適な歩行空間確保等を目的として昭和61年度から無電柱化に取り組んでおり、更なる無電柱化の推進に向け、長期的な整備方針となる「今後の無電柱化の進め方」を平成30年12月に策定しました。また、今後概ね10年間で整備を目指す道路（具体的な路線）を示した「実施計画」を平成31年3月に策定しました。

図表 2-7-2 無電柱化事業の事例

先斗町（工事：平成28年度～ 令和3年度 電柱撤去：令和3年度）

（整備前）



（整備後）



図表 2-7-3 「今後の無電柱化の進め方」



8. 景観政策の推進に向けた様々な取組 (R2 P88)

(1) 令和2・3年度 京都景観賞 景観づくり活動部門 (R2 P109)

京都市では、未来に継承すべき優れた都市景観の形成に資するものや市民、事業者等による景観づくりへの活動を称え、表彰する「京都景観賞」を創設し、「屋外広告物部門」、「建築部門」、「景観づくり活動部門」及び「京町家部門」の4部門を設けています。

令和2・3年度は、「景観づくり活動部門」を実施し、市内で行われている優れた景観づくりについて、市民の皆様から37件の応募をいただきました。

審査委員会を経て、市長賞1件を含む17件の優れた景観づくり活動を表彰しました。

図表 3-6-7 令和2・3年度京都景観賞景観づくり活動部門 表彰件数

区分	表彰件数	備考
市長賞	1件	
優秀賞	9件	
審査員奨励賞	7件	

図表 3-6-8 令和2・3年度京都景観賞景観づくり活動部門 表彰団体

≪市長賞（1件）≫（団体名称、活動名称）	
とまり木休憩所・おでかけベンチ協働プロジェクト実行委員会	高齢者の徒歩での外出支援のためのベンチ製作と私有地への設置
≪優秀賞（9件）≫（団体名称、活動名称）	
株式会社 八清	大型京町家の利活用提案と賃貸斡旋の取り組み
京の三条まちづくり協議会	三条通まち・みちづくりプロジェクト～「通り」から考えるまちづくり～
七條大橋をキレイにする会	七条大橋ライトアップ
Norang Narang （ノランナラン）	アタラシカワラ（京都駅東部・東南部エリア＝崇仁～東九条に、人と人・人と自然が創造的に交わる新しい「河原」をつくる）
伏見楽舎	自然と文化の宝庫！ 伏見のヨシ原を次世代へつなごう！
明倫まちづくり委員会	祇園祭を受け継ぐ風格のあるまち、商いと暮らしが響き合うまち 明倫
有限会社 鈴木モータース	地域のおしごと博物館 京都 未来の屋号創りプロジェクト
淀さくらを育てる会	淀の新名所づくり～河津桜並木～
六原まちづくり委員会	住んでいてよかったまち、これからも住みつづけたいまち ～住民主体の空き家・高齢者対策と防災まちづくり～
≪審査委員奨励賞（7件）≫（団体名称）	
NPO法人 京都発・竹・流域環境ネット	
上賀茂自治連合会	
京都市地域景観まちづくりネットワーク	
景勝・小倉山を守る会	
嵯峨地域農場づくり協議会	
白川あかり茶の湯の会、スペースデザインカレッジ京都校、京都橘大学まちづくり研究会・文化的空間デザイン研究会	
町家の日普及実行委員会	

(2) 魅力ある夜間景観づくりに向けて

京都の新たな価値を創造するため、京都ならではの魅力的な夜の景観づくりに取り組んでいます。

多様な主体が夜間景観について考えるきっかけとなり、より魅力的な夜間景観づくりを進めるために「京都のあかり 京都らしい夜間景観づくりのための指針」を策定しました。指針には、夜間景観づくりに関する様々なヒントを載せています。

令和3年度は、先斗町まちづくり協議会、烏丸通まちづくり協議会、伏見みなと公園広場で魅力ある夜間景観づくりに向けて、専門家も交えながら、勉強会やまち歩き、照明実験を実施しました。



ア 先斗町まちづくり協議会

鴨川沿いにおける夜間景観づくりに向けた勉強会やまち歩きを行いました。

2月には、先斗町軒下花展「このまちに、花」に併せて、ライトアップも実施されました。



イ 烏丸通まちづくり協議会

夜の烏丸通を安心安全で、魅力のある空間にするため、まち歩きやワークショップを行い、歩道への行灯設置や並木へのライトアップを実施しました。



ウ 伏見みなと公園広場

伏見港が国のみなとオアシスに認定され、地域や京都府、伏見区役所が伏見みなと公園や宇治川派流沿いの水辺環境づくりや持続可能な賑わいづくりに取り組んでいます。

歴史的遺構である三栖閘門のライトアップに併せて、地域団体の主催により、「伏見みなとあかり」が開催されました。



エ 道路照明灯のLED化

道路照明灯については、ライフサイクルコストの削減を図るため、LED化を進めています。

LED化に併せ白色から電球色に変更することで、景観に配慮すべき地域を始め、まちなみとの一体感を高め、暖かみのある良好な道路景観を演出しています。

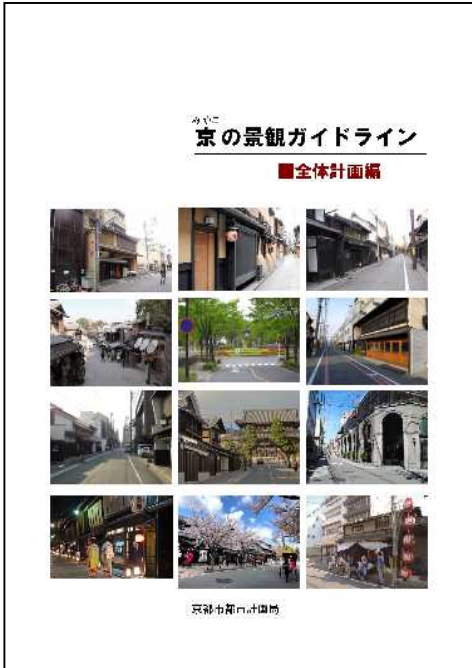
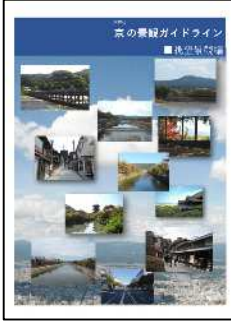


(3) 「京の景観ガイドライン」

「京の景観ガイドライン」は、景観政策で実施している建築物や屋外広告物に関する規制等を分かりやすく示した手引書としてまとめたものです。内容は「建築物の高さ編」、「建築デザイン編」、「眺望景観編」、「広告物編」で構成しており、それぞれのデザイン基準や手続について事例を交えて解説しています。

令和3年度には、これらに加えて、地域固有の景観特性を踏まえたまちづくりをより一層推進するため、「京の景観ガイドライン」の「全体計画編」を新たに策定するとともに、「建築物の高さ編」及び「建築デザイン編」を充実しました。

図表 2-8-2 「京の景観ガイドライン」

【全体計画編】 (令和3年6月新規作成)	【建築物の高さ編】 (令和3年6月改訂、 平成25年3月新規作成)	【建築デザイン編】 (令和3年6月改訂、 平成21年3月初版公開)
		
	【眺望景観編】 (令和4年4月改訂、 平成30年9月新規作成)	【広告物編】 (令和2年4月改訂、 平成21年3月初版公開)
		

第2章 検証③ 景観政策による市民意識への影響

1. 景観に対する市民の意識 (R2 P113)

京都市が、政策評価のために毎年度行ってきた「京都市市民生活実感調査」の中から、景観分野に関係すると思われる設問への回答について、経年的な変化をみていきます。

この調査は、京都市の政策の評価に活用することを目的に、京都市が取組を進めている様々な分野において、市民の皆様がどのような実感をお持ちなのか、また何を重要と感じておられるのかについて調査するものです。

調査項目が見直されたため、令和3年度からの経年変化をみていきます。

調査の概要は以下のとおりです。令和4年度は、調査対象等が変更されました。

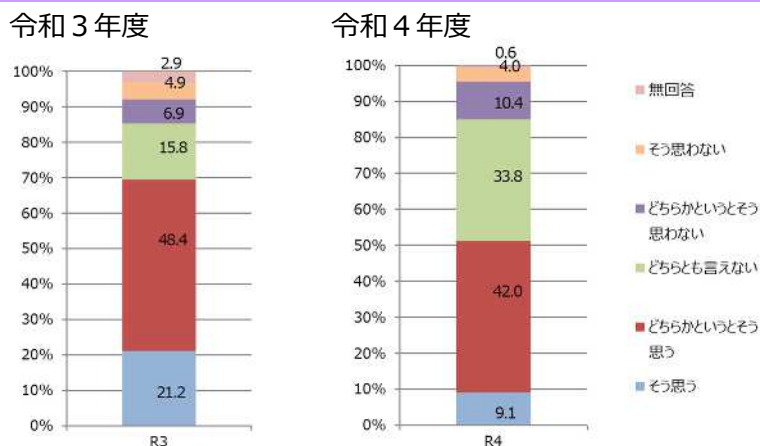
図表 4-1-1 京都市市民生活実感調査の概要

年度	令和3年度	令和4年度
調査対象	20歳以上の京都市民 3,000人（住民基本台帳（外国人データ含む）から無作為抽出）	20歳以上の京都市民（民間企業の登録モニター）940人 ※「京都市住民基本台帳人口」における人口構成比（性別・年齢・行政区）に基づいて、調査を実施した。
調査方法	対象者へ郵送により調査票を配付、調査票の返送により回答	インターネットモニター調査（民間企業に委託）
調査内容	政策ごとの生活実感（118項目）など	政策ごとの生活実感（118項目）など

（1）町並み景観に関する市民の実感

図表 4-1-6 豊かな自然的景観、歴史的景観に関する市民の実感

質問：豊かな自然的景観、歴史的景観が守られている。

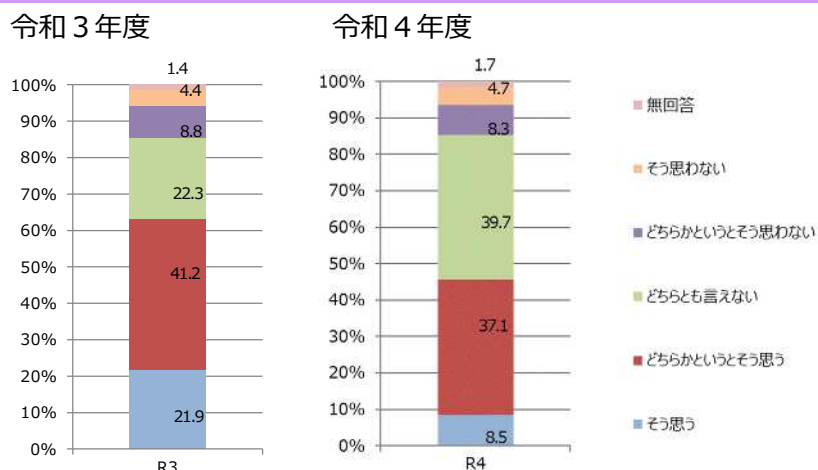


※令和3年度と令和4年度では、調査対象及び調査方法が変更されています。

「豊かな自然的景観、歴史的景観が守られている。」の質問については、「そう思う」及び「どちらかというと思う」の割合が、約5割となっています。

図表 4-1-7 品格のある景観に関する市民の実感

質問：市街地が周囲の山並みと調和した品格ある景観となっている。

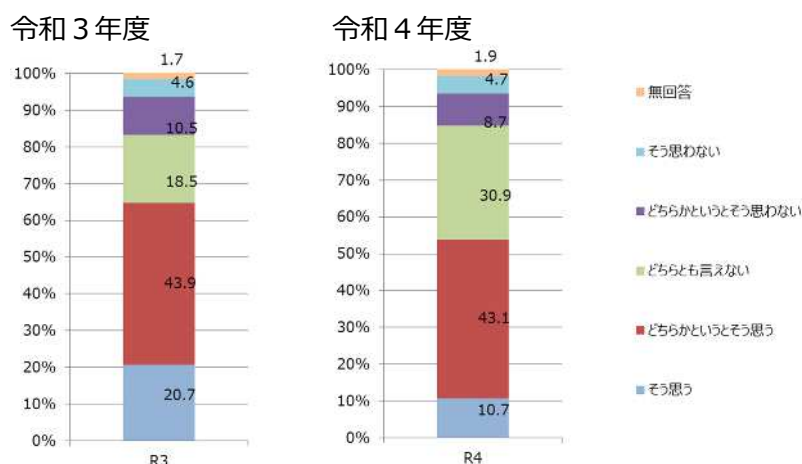


※令和3年度と令和4年度では、調査対象及び調査方法が変更されています。

「市街地が周囲の山並みと調和した品格ある景観となっている。」の質問については、「そう思う」及び「どちらかというと思う」の割合が、約4割となっています。

図表 4-1-8 風情ある町並み景観に関する市民の実感

質問：京町家など京都独特の風情ある町並み景観が守られている。

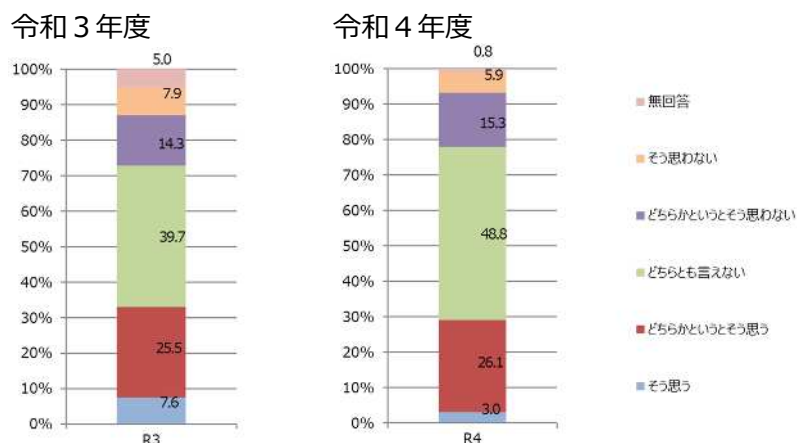


※令和3年度と令和4年度では、調査対象及び調査方法が変更されています。

「京町家など京都独特の風情ある町並み景観が守られている。」の質問については、「そう思う」及び「どちらかというと思う」の割合が、約5割となっています。

図表 4-1-9 新たな景観に関する市民の実感

質問：いきいきとしたくらしやまちの活気が生み出されるような新たな景観が生み出されている。



※令和3年度と令和4年度では、調査対象及び調査方法が変更されています。

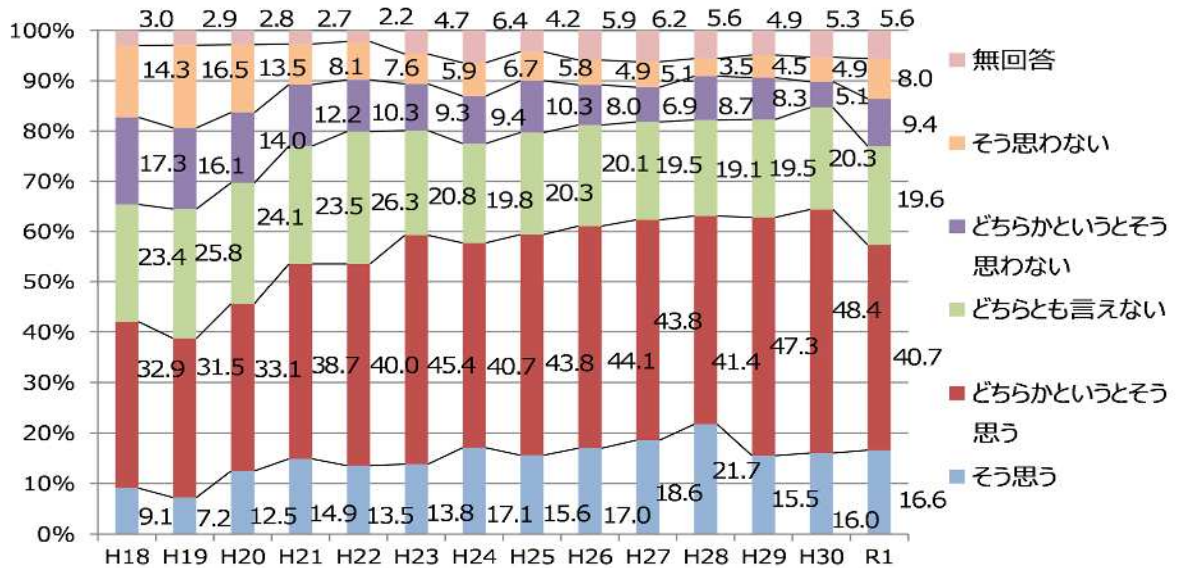
「いきいきとしたくらしやまちの活気が生み出されるような新たな景観が生み出されている。」の質問については、「そう思う」及び「どちらかというと思う」の割合が、約3割となっています。

(2) 令和元年度までの京都市生活実感調査

図表 4-1-2 町並み景観に関する市民の実感

「個性的で美しい景観の形成」

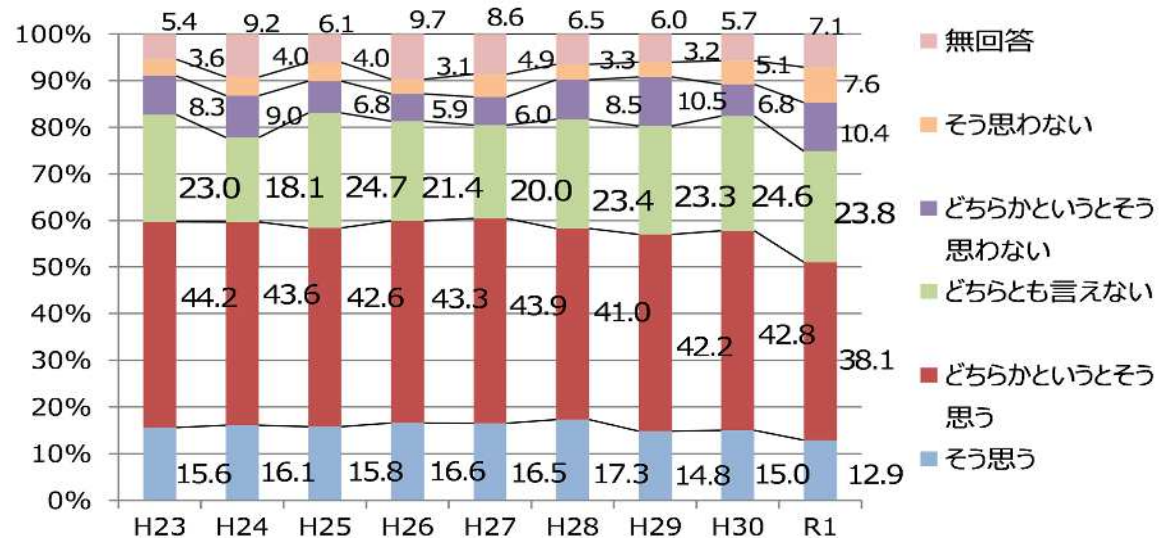
質問：京都の個性的なまちなみ景観が守られている。



図表 4-1-3 京町家の継承に関する市民の実感

「京町家の継承」

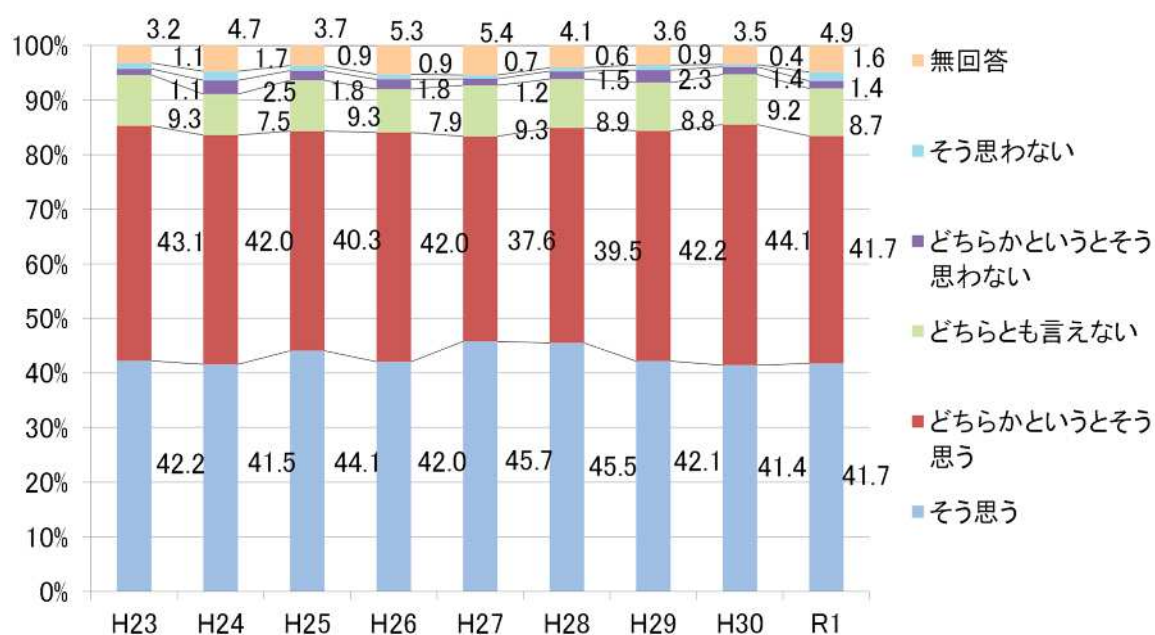
質問：京都のくらしや文化を伝えている京町家が継承されている。



図表 4-1-4 京都の自然風景に関する市民の実感

「美しく魅力的な自然風景」

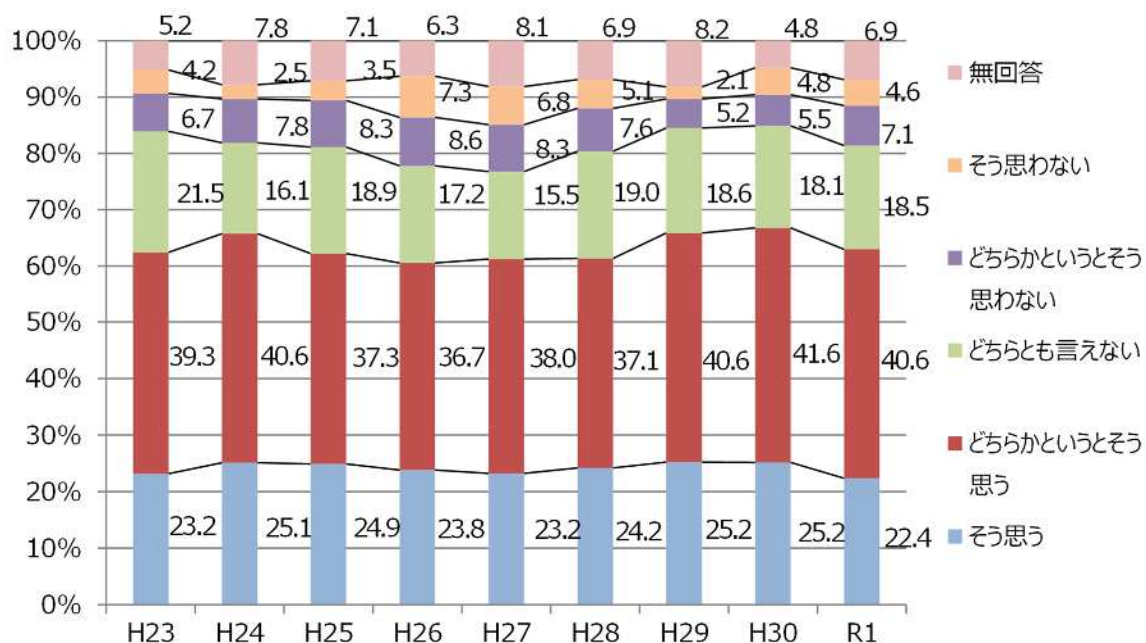
質問：三山の山並みなどの自然風景は、美しく魅力がある。



図表 4-1-5 誇りや愛着を持てる町並みや風景の存在に関する市民の実感

「誇りや愛着を持てる町並みや風景」

質問：身近に誇りや愛着を持てる町並みや風景がある。



2. 良好な景観づくりに向けた市民の取組 (R2 P115)

(1) 地域景観づくり協議会

「地域景観づくり協議会」の認定制度は、地域の景観を保全・創出することを目的に、主体的に景観づくりに取組む居住者、事業者等の組織を「地域景観づくり協議会」として認定するとともに、地域における景観づくりの方針や活動区域等を定めた計画書を「地域景観づくり計画書」として認定し、この協議会の活動区域において建築等をしようとする方に、地域に相応しいより良い景観となるよう、景観法に基づく届出など景観関係の諸手続の前に協議会との意見交換を義務付けるものです。

令和3年度は、「膏薬辻子まちづくり協議会」を認定しました。

令和4年度は、「祇園町南側地区協議会」を認定しました。

図表 4-2-1 地域景観づくり協議会認定状況

協議会名称	協議会認定日	計画書認定日
修徳景観づくり協議会	平成24年6月 1日	平成24年6月 1日
先斗町まちづくり協議会	平成24年6月 1日	平成24年6月 1日
西之町まちづくり協議会	平成24年7月17日	平成25年1月10日
一念坂・二寧坂 古都に燃える会	平成25年2月 1日	平成25年4月15日
桂坂景観まちづくり協議会	平成25年2月 1日	平成25年5月31日
姉小路界限まちづくり協議会	平成26年5月 8日	平成27年3月31日
明倫自治連合会	平成26年6月16日	平成27年6月 1日
仁和寺門前まちづくり協議会	平成28年4月28日	平成28年7月 7日
京の三条まちづくり協議会	平成28年11月16日	平成29年6月30日
祇園新橋景観づくり協議会	平成29年5月26日	平成30年8月 1日
嵐山まちづくり協議会	平成30年8月10日	令和 2年10月 1日
笹屋町一丁目景観まちづくり協議会	令和 2年2月14日	令和 4年2月14日
膏薬辻子まちづくり協議会	令和 4年3月31日	令和 4年7月20日
祇園町南側地区協議会	令和 4年5月11日	令和 4年5月11日

※上記は令和4年12月末時点です。

3. 市民団体など多様な主体の取組 (R2 P118)

(1) 京都市地域景観まちづくりネットワーク

市街地景観整備条例に基づき地域景観づくり協議会の認定を受けている地域が集まり、互いに協力し、切磋琢磨しつつ各地域の価値を高めていくために「京都市地域景観まちづくりネットワーク」を設立されています。

定例会議や互いの地域の見学等を通し、地域の状況、取組み、対応の工夫などを共有し合うことで、景観政策への提言及び地域固有の活動に反映されています。

令和3年度は、コロナ禍における行政発信の新型コロナ感染防止啓発ポスターについて、地域にとってはふさわしくないデザインであることに問題意識を抱かれたことから、多様な地域景観に対応した新型コロナウイルス感染防止啓発ポスターの提案をされました。

提案された啓発ポスターは、「令和2・3年度京都景観賞 景観づくり活動部門」において、審査委員奨励賞を受賞されました。



京都市景観白書データ集 ～令和4年度～

令和5年3月発行

発行・編集

〒604-8571

京都市都市計画局都市景観部景観政策課

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

電話（075）222-3397

